

## 平成 29 年度居宅訪問型保育事業概要

## 【目的】

保育の必要性があり、医療的ケアが必要な乳幼児に対して、集団保育が著しく困難と認められる場合、乳幼児の居宅において保育者による 1 対 1 の保育を行い、健康でかつ安全で情緒の安定したきめ細やかな保育をすることで子どもの健全な心身の発達を図る。

## 【根拠法令】

児童福祉法第 6 条の 3 第 1 1 項

## 【事業内容】

## (1) 居宅訪問型保育事業（自宅保育）

## ①対象者

- ・主に 1 歳児から未就学児まで（0 歳児は要相談）
  - ・主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度心身障害児等
  - ・経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とする障害児
  - ・面談にて預かりが可能と判断された障害児
- ※気管切開・人工呼吸器など呼吸器系疾患のある障害児は不可。

## ②利用可能日

月～金曜日（土・日・祝および年末年始はお休み）

## ③利用可能時間

午前 8 時から午後 6 時のうち 8 時間以内

## ④利用料金

認可保育園と同様

## ⑤運営事業者

NPO 法人フローレンス（障害児訪問保育アニー）

## (2) 障害児保育園（平成 29 年 6 月開設予定）

(1)のほか、居宅訪問保育事業と児童発達支援事業を組み合わせた「障害児保育園ヘレン東雲」を利用する。

## ①利用可能地域

佃、月島、勝どき、晴海、豊海（バス送迎可能地域）

## ②対象者

- ・主に 1 歳児から未就学児まで（0 歳児は要相談）
  - ・主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度心身障害児等
  - ・経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とする障害児
  - ・面談にて預かりが可能と判断された障害児
- ※気管切開・人工呼吸器など呼吸器系疾患のある障害児は不可。

## ③利用可能日

月～金曜日（土・日・祝および年末年始はお休み）

## ④利用可能時間

午前 8 時から午後 6 時のうち 8 時間以内

## ⑤利用料金

認可保育園と同様

## ⑥運営事業者

NPO 法人フローレンス（障害児保育園ヘレン）

【今後のスケジュール】

平成 29 年 1 月	フローレンスより障害児保育園の説明あり
平成 29 年 2 月 15 日	平成 29 年 4 月入園希望者へ通知に事業概要の同封
平成 29 年 2 月 26 日	「障害児保育園ヘレン東雲」利用者説明会の開催
平成 29 年 3 月	利用調整の検討および利用対象者への周知の検討 要綱等規定整備 事業者との打ち合わせ 子ども・子育て会議への諮問
平成 29 年 4 月	区報への掲載 利用者申込み（5月1日締め切り予定）
平成 29 年 5 月	利用者選定（利用調整、事業者との面談）
平成 29 年 6 月	居宅訪問型保育事業（アニー）の利用開始 児童発達支援事業の利用開始 （障害児保育園ヘレンの慣らし保育開始）
平成 29 年 7 月	「障害児保育園ヘレン東雲」の居宅訪問型保育事業開始